

変電設備に係る届出（電気設備設置届）

変電設備概要	電力会社等から高圧で供給される電気を、使用する電圧に下げるための設備の一体をいい、変圧器、コンデンサーその他の機器や配線で構成されています。マンション等の共同住宅の場合は、専用の室内に設置されている場合や、屋外に設置されている場合があります。
条例規制	川崎市火災予防条例第14条（位置、構造及び管理の基準）、第62条（届出）
手続の概要	変電設備を設置※する場合に必要な届出です。 ※既存の設備の工事によって、川崎市火災予防条例に規定する位置、構造及び管理が変わる場合も含まれます。
	届出を要する例)
	変電設備を新たに設置する場合
	変電設備を移動する場合
	変電設備を設置する室内の壁、床等の材料を変える場合
	変圧器を増設する場合
	キュービクルの外箱の構造を変える場合
	機器の固定場所を床から壁等に変える場合
	換気設備を変える場合
	設備の維持管理に伴う部品の交換であって、位置、構造及び管理が変わらない場合には届出は不要です。
届出を要さない例)	
変圧器を同等又は出力が低下するものに交換する場合	
開閉器、ケーブル等を交換する場合	
防火戸を交換する場合	
	※御不明な点がある場合は、各消防署予防課と事前に協議をお願いします。
届出者	変電設備を設置しようとする者
届出対象	高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）
いつまでに	あらかじめ
手数料	不要
届出方法	・各消防署予防課で受付（8:30～17:15　土日祝日及び年末年始を除く。） ※御不明な点がある場合は事前に各消防署予防課へお問い合わせください。 ・オンライン手続（川崎市ホームページから e-KAWASAKI で。）
添付書類	必ず添付する図書 ・変電設備の設計図書 ・別紙（電気設備設置届中の「設備概要」欄に書き込めない事項等）
提出部数	2部（オンライン手続を除く。）